

(1) 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成 24 年 12 月 13 日に施行されました。同法の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められ、全ての国民は消費者であることから、誰もが、生涯を通じて、さまざまな場で、消費者教育を受けることができるよう消費者教育を推進することが求められています。

また、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、平成 30 年 6 月に成立し、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。成年年齢の引下げによって、18 歳から親の同意を得ずに、様々な契約ができるようになるため、自立した消費者として求められる資質・能力の育成を目指し、将来を担う全ての若者に対して、実践的な消費者教育を行うことがより一層重要となります。

さらに、平成 29 年 3 月に告示された小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭科などで、消費者教育に関する内容の充実が図られました。学校教育では、学習指導要領に基づき、小・中学校の社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科等を中心に、児童・生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する内容を指導することが求められています。

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）の中では、社会の公民的分野及び技術・家庭の家庭分野において、次のような消費者教育に関わる内容が記述されています。

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）における消費者教育に関する主な内容

（社会科〔公民的分野〕）

- ・ 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。
- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。
- ・ 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- ・ 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。（「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。）

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。（クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。）
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。
- ・ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。
- ・ 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。

（「文部科学省における消費者教育の取組について」文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

〔平成 30 年 4 月 26 日〕平成 30 年度 都道府県等消費者行政担当課長会議 資料 13 を基に作成）

(2) 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み

東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン（第 4 次）」（平成 31 年 3 月）において、「基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育」の中の「施策展開の方向性⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します」として、「消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる社会の形成者として必要な資質・能力を育成」することを示しています。具体的には、学習指導要領において位置付けられている消費者教育に関する内容について、全ての学校でその意義を踏まえた適切な指導が行われるよう指導・助言するとともに、一層の充実を図るため、東京都消費生活総合センターが作成した教材や外部講師の活用を推進しています。